

(4) 指定管理者

男女共同参画づくりをめざすグループによる「男女共生サロン」の管理（指定管理者制度）

大阪府池田市子育て人権部人権推進課男女共同参画担当

(H17.4.1現在人口100,581人)

TEL 072-754-6231

FAX 072-752-9785

メールアドレス j-suishin@city.ikeda.osaka.jp

ホームページ

○ 目的・概要

平成12年4月1日に「池田市立男女共生サロン」（以下「サロン」という。）がオープンしました。この施設は、男女共同参画社会の実現に向けて活動するグループや個人を支援するためのものであり、女性グループの要望により設置しました。この「男女共生サロン」を男女共同参画づくりをめざすグループが管理することにより、施設の有効活用を図るとともに、会員が、その持てる能力、経験、知識を活用し、ボランティア活動を通じて地域社会の福祉に寄与することを目的としています。

○ 特徴

平成12年4月1日にサロンがオープンし、平成13年6月30日まで、男女共同参画課長がサロン所長を兼務し、職員が管理していましたが、平成13年7月1日から男女共同参画をめざすグループの連合体（名称：グループ・オーブいけだ、8団体、約35名）に、平成16年4月1日からは指定管理者として、管理を委託しています。これにより、役員をはじめ管理従事者が、ボランティアではなく、きちんと働いているという意識が芽生えてきています。これらの結果、最小の経費で市民サービスの向上を図ることができています。

業務としては、貸し室の受け付け、図書・ビデオの貸し出し、複写機・印刷機・パソコン・貸しロッカーの料金徴収等。開館は、休館日である火曜日と12月29日から1月3日までを除いた午前10時から午後7時（貸し室の延長は午後10時まで）。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

管理事務の時間帯を午前・午後・夜の3交代制を原則とし、グループ会員が、より多くの市民と交流を深めながら管理に従事するようにしました。年間307日から308日の開館ができるのは、指定管理者としてグループの連合体（名称：グループ・オーブいけだ）に管理委託をしている成果です。また、土曜日や祝日にトラブルがあった場合、近くに居住している管理者が対応し、どうしても解決しない場合は男女共同参画担当者に連絡するシステムを取っています。

総会の開催や各グループの連携を図るため1回の役員会、そして、サロン利用者に良好な市民サービスを提供できるよう、サロン管理の手引き書を男女共同参画担当で作成し、管理業務の研修会を実施しています。それでも十分業務が把握できない管理者や、途中で入会する管理従事者については各グループ会長が責任を持って研修する形を取り、各グループ会長がより指導的立場で運営できるよう工夫しています。3交代制の引継ぎについては、連絡帳、忘れ物ノートに記入するようにして各管理者の連携を密にしています。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算：2,499,000円

従事する管理者数：8団体35名

従事する職員数：0.3名（指定管理者が従事する職員35名）

○ 今後の課題・方向性

管理グループメンバーは、誰が管理していても、市民に対して一定のサービスを提供できるということが、不可欠の条件です。管理者の都合で、入会、脱会があり、新会員の教育は、各グループの会長に一任していますが、より一層の研修を行う必要があると思います。必要最小限の経費で市民サービスの効果をあげることが目標に、市民とともに男女共同参画社会づくりを推進していくことが課題です。

○ その他特記事項

管理従事者はボランティア保険に加入をしています。賃金については、@720×1.05×時間数を支給しています。